

## 倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示の 一部を改正する告示について

### 1. 改正概要

荷主ニーズの多様化等を背景に、倉庫業者が自社所有以外の倉庫（借庫）を借りて事業を行う割合が増加しているが、借庫を用いて倉庫業を営む場合、倉庫業法に基づく手続（変更登録）に一定期間を要するため、倉庫業者が機動的に施設を運用することが困難な状況にあった。

こうした状況を踏まえ、倉庫業法施行規則及び倉庫業法第3条の登録の基準等に関する告示を改正し、倉庫所有者が当該倉庫について倉庫業法に基づく施設設備基準に適合しているか、予め確認を受けることができる「基準適合確認制度」を創設するとともに、時代の変化等を踏まえた倉庫の施設設備基準の見直しを行うものである。

### 2. 改正内容

#### **（1）登録申請書に添付すべき書類（第1条第1号関係）**

申請者が土地又は建物を賃借して倉庫業を営む場合にあっては、当該土地又は建物に係る不動産登記簿の謄本又は抄本及び所有者の転貸承諾書の提出を求めないこととする。

また、一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫、危険品倉庫及び冷蔵倉庫にあっては、照明配置図等の書類の提出を求めないこととし、野積倉庫及び水面倉庫にあっては、警備業務用機械装置を設置する場合について追記する。

#### **（2）変更登録申請に係る国土交通大臣が定める書類等（第1条の2関係）**

倉庫業登録、変更登録、あるいは基準適合確認が過去二年以内に行われている場合であって、内容に変更がない旨を示すことにより書類の提出を代替する場合において、代替することが可能な書類及び代替の方法について規定する。

#### **（3）基準適合確認申請に係る国土交通大臣が定める施設設備基準（第1条の3関係）**

規則第4条の3第1号の規定により基準適合確認申請を行う場合において、当該申請の際に確認を行うことが不可能な施設設備基準について規定する。

#### **（4）基準適合確認申請に係る国土交通大臣が定める添付書類（第1条の4関係）**

規則第4条の3第1号の規定により基準適合確認を行う場合において、当該申請の際に添附が不要な書類について規定する。

#### **（5）指定数量未満の危険物の保管（第3条の10関係）**

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物のうち同法第9条の4の指定数量未満のものについては一類倉庫等での保管を可能とする。

#### **（6）一類倉庫等の防犯措置（告示第10条関係）**

規則第3条の4第2項第10号の国土交通大臣の定める構造及び設備のうち、第10条第2号に掲げる開口部からの侵入を防ぐ措置については、これを削除する。

また、同条第3号に掲げる照明の設置についても、防犯効果を補完するものに過ぎないことから、これを削除する。

#### **(7) 野積倉庫及び水面倉庫の照明装置(告示第14条及び第17条関係)**

規則第3条の7第2項第3号及び第3条の8第2項第3号を改正し、照明装置を設ける以外の防犯上有効な設備を有する場合も認めることとするため、照明装置以外で具体的に想定される設備として、警備業務用機械装置について明記する。

#### **(8) その他所要の改正**

### **3. 施行期日**

平成30年6月29日(金)